

岐阜県に発出されていた新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言が解除されたことに伴い、

令和3年3月7日(日)までの期間、下記①②の対応を行います。

①施設を利用できる時間を午後9時までとします。

②この期間内の新たな利用受付を引き続き停止します。

※この期間内の利用をすでにご予約済みの方は利用可能です。

令和3年3月2日

根本交流センター